

治療内容毎の生殖補助医療実施期間

で示した期間が生殖補助医療の実施期間です。

治療内容	治療計画立案	採卵まで		採精	(前培養・媒精) (顕微授精)・培養	受精	胚移植					(胚移植後) 妊娠の 確認 おむね2週間	
		(自然周期で行う場合も あり)	薬品投与				新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			
							胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植		黄体期補充療法
平均所要日数		10~14日	1日	1日	2~5日		1日	10日		7~10日	1日	10日	1日
A	新鮮胚移植を実施												
B	凍結胚移植を実施*												
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
D	体調不良等により移植の目的が立たず治療終了												
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												

*B：採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療計画に基づく治療を行った場合